

●組織・機構の改正について(概要)

希望と活力あふれるまちづくりに向けて、一層の行動力を持った組織を目指し、平成24年4月1日から、役場の組織・機構を一部改正します。

また、これに伴い、小山町部設置条例を一部改正します。

○理事の設置

町長の命を受けて、特定事項を所掌する目的で、4つの部には所属しない「**理事**」を新たに設置します。なお、理事は、部長と同等の参事とします。

○企画総務部

・政策秘書課の新設

町長の特命事項の処理や、秘書機能の強化のため、企画総務部の筆頭セクションとして、「**政策秘書課**」(政策秘書スタッフ)を新たに設置し、庁議、町長政策提言、広報広聴、統計、区長会、職員地域担当制、企業立地等を所掌します。

・企画財政課の新設

総合計画、町長政策提言、行政評価、事業別予算の連動のため、「**企画財政課**」を新たに設置し、総合計画、演習場関連事務(企画・演習場対策スタッフ)、財政・起債・行財政改革(財政・行政改革スタッフ)等を所掌します。これに伴い、企画調整課は廃止します。

・総合相談室の新設

本庁舎1階に総務課所管(総務スタッフ)の「**総合相談室**」を新たに設置し、職員OBの相談員による、町民向けの総合相談を開始します。

・総務課の所掌拡大

総務課に「**環境スタッフ**」を新たに設置し、住民福祉部 生活環境課で行っていた、環境保全及び清掃に関する事務を所掌します。

○住民福祉部

・健康福祉課の新設

福祉課と健康課を統合し、「**健康福祉課**」を新たに設置し、社会福祉(福祉スタッフ)、健康づくり・医療・健康福祉会館管理(健康スタッフ)、介護保険(介護保険・高齢者スタッフ)等を一体的に推進していきます。

・地域防災課の新設

地域防災の充実、安心・安全のまちづくりのため、防災室にかわり、「**地域防災課**」(地域防災スタッフ)を、新たに設置し、防災、防犯、交通安全等を所掌します。これに伴い、生活環境課は廃止します。

○経済建設部

・商工観光課のスタッフの統合

商工観光課内の仕事の連携を考慮して、商工スタッフと観光スタッフを統合し、

「**商工・観光スタッフ**」を設置し、観光立町や商工業の発展に一体的に取り組みます。

・住宅建築相談室の新設

都市整備課内に、定住促進につながる「**住宅建築相談室**」（建築住宅スタッフ）を設置し、新・増・改築を支援していきます。

○教育部

・こども育成課の新設

こどもに関する事務の統合のため、学校教育課にかわり、「**こども育成課**」を新たに設置し、教育委員会や学校教育を担当する「**教育スタッフ**」と、幼稚園・保育園を担当する「**育成スタッフ**」を設置します。これに伴い、福祉課からこども手当や母子福祉等の事務を移管します。

※平成24年2月3日から2月23日まで、本案に係るパブリックコメント制度を実施します。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

企画総務部

住民福祉部

経済建設部

(事務分掌)

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 企画総務部

- ア 秘書に関する事。
- イ 広報及び広聴に関する事。
- ウ 重要施策等の企画、調査、研究及び総合調整に関する事。
- エ 広域問題の調査及び研究に関する事。
- オ まちづくりの推進に関する事。
- カ 演習場に関する事。
- キ 予算及びその他財政に関する事。
- ク 行政改革の推進及び事務改善に関する事。
- ケ 統計に関する事。
- コ 儀式及び表彰等に関する事。
- サ 議会及び町の行政一般に関する事。
- シ 契約、財産管理及び庁舎管理に関する事。
- ス 文書及び公告式並びに例規に関する事。
- セ 情報化に関する事。
- ソ 工事検査に関する事。
- タ 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事。
- チ 税務に関する事。

(2) 住民福祉部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 保健衛生及び健康に関する事。
- エ 医療対策に関する事。
- オ 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- カ 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する事。

キ 自治会活動及びコミュニティの推進に関する事。

⇒ 企画総務部へ

ク 町民相談及び交通安全に関する事。

⇒ 町民相談に関する事（企画総務部へ）
交通安全に関する事（住民福祉部）

ケ 防災及び災害救助に関する事。

コ 町民の安全対策に関する事。

サ 環境保全及び清掃に関する事。

⇒ 企画総務部へ

(3) 経済建設部

ア 農業、林業、畜産業及び水産業に関する事。

イ 土地改良に関する事。

ウ 商業、工業、労働及び観光に関する事。

エ 道路及び河川の整備並びに管理に関する事。

オ 土木に関する事。

カ 地籍調査に関する事。

キ 都市計画及び開発に関する事。

ク 建築及び住宅に関する事。

ケ 区画整理、市街地整備及び公園に関する事。

コ 上下水道に関する事。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(小山町課設置条例の廃止)

2 小山町課設置条例(昭和37年小山町条例第14号)は、廃止する。

(小山町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 小山町水道事業の設置等に関する条例(昭和42年小山町条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年3月21日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。